

中央公園使用基準

令和8年4月1日改正

この基準は、中央公園の使用における都市公園法並びに萩市都市公園条例及び同施行規則の施行について必要な事項を定めるものとする。

1. 行為の禁止

公園で次の行為は禁止とする。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に車両等を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (8) 風紀を乱すこと。
- (9) 都市公園をその用途以外に使用すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理に支障のある行為とし次の行為を原則として禁止する。
 - ① ゴミその他の汚物又は廃物を投棄し、又は放置すること。
 - ② たき火、花火等火気を取り扱うこと（集いの広場における催事等での使用を除く。）。
 - ③ 休憩所等灰皿のある場所以外の場所で喫煙すること。
 - ④ 駐車場以外の場所での自動車、バイク及び自転車の乗入れ及び公園内（駐車場を含む。）での一輪車、スケートボード及びローラースケートを使用（集いの広場での子供の自転車練習による使用及び一輪車の使用を除く。）すること。
 - ⑤ 許可なく営業行為を行うこと。
 - ⑥ 政治上の目的、宗教上の目的又は暴力団に関する活動等の目的のために利用すること。
 - ⑦ スポーツ活動を行うこと（次のものは除く。）
 - ・ ジョギングやウォーキングの類
 - ・ 芝生広場の軽スポーツゾーン、集いの広場及び多目的広場で行う軽易なスポーツ
 - ・ 部活動を除く学校行事での軽スポーツ活動

- ⑧ 芝生広場に動物を連れて入ること（身体障がい者補助犬を除く。）
 - ・芝生広場以外でのペットの連れ込みは必ずリード等で繋がれている状態とし、放し飼いは禁止とする。
- ⑨ キャンプ（テントの設置を含む。）を行うこと。
- ⑩ 公園施設を損傷する行為及び他の公園利用者に迷惑を及ぼす行為を行うこと。

2. 利用の禁止又は制限

次のいずれかに該当するときは、利用を禁止又は制限する。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められるとき。
- (3) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたときと認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利用になると認められるとき。

3. 軽スポーツゾーン、集いの広場及び多目的広場での行為

- (1) 芝生広場の軽スポーツゾーン、集いの広場及び多目的広場（以下「軽スポーツゾーン等」という。）において行うことができるスポーツ等及び禁止するスポーツ等は、次のとおりとする。
 - ① 行うことができるスポーツ等の例
 - ・ソフトバレーボール、インディアカ、グラウンドゴルフ等の軽スポーツの練習
 - ・キャッチボール、サッカーのパス練習及びフリスビー等の軽易なスポーツ（部活動、スポーツ組織が行うものを除く。）
 - ② 禁止するスポーツ等の例
 - ・野球のノック、バッティング練習、ゴルフ練習、フリスビードック等他の公園利用者に危害を及ぼすおそれのあるもの及びスパイクシューズを履いて行う軽易なスポーツ
- (2) 軽スポーツゾーン等が利用できない場合は、他の公園利用者の迷惑とならないことが確認できる場合に限り軽スポーツゾーン等以外の芝生広場で(1)の①のスポーツ等を行うことができる。

4. 許可を必要とする行為

次に掲げる行為が、公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り許可を与える。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - ① 市が主催、共催又は後援するもの及び地域振興に資するものとして市長が特に認めるものに限る。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

5. 届出を必要とする行為

中央公園を使用する際に届出が必要な行為は、次のとおりとする。

- (1) 団体における活動や学校（幼稚園及び保育園を含む。）行事等（各種団体が行う軽スポーツの練習等並びに学校行事としての遠足、スケッチ大会等をいう。）で特定の面積を占用する行為

6. 許可申請及び届出の手続き

- (1) 4の(1)～(4)の行為をしようとする者は、萩市都市公園条例に基づく「都市公園内行為許可申請書（第1号様式）」を提出するものとする。
- (2) 5の届出は、使用する1ヶ月前から別紙使用届出書を観光政策課に提出（直接又はFAX）することにより行うことができる。ただし、電話による受け付け及び萩市の休日に関する条例（平成17年萩市条例第2号）に規定する市の休日に当たる日の受付は行わないものとする。なお、使用の優先順位は、届出書の受付順とする。

7. 許可の条件

- (1) 使用目的以外に使用しないこと
- (2) 管理を適正に行うこと
- (3) 市において支障が生じた場合は、許可を取り消すことがある。また、工作物等の移転の必要性が生じた場合は、市の指示に従うこと。この場合の費用については、許可を受けた者の負担とする。
- (4) 許可に基づく行為により他に損害を与えた場合は、全て許可を受けた者の負担とする。また、公園内での事故、盗難等について、市は一切の責任を負わないものとする（施設の構造上又は管理上生じた事故を除く。）。
- (5) 使用範囲及びその周辺の安全確保を充分図ること。また、近隣住民の苦

情処理について適切に対応すること。

- (6) 使用が完了したときには、直ちにその者の責任において、都市公園及び公園施設を原状に回復すること。

8. 使用期間

- (1) 使用期間は、競技会、集会等で仮設工作物を占用する場合3ヶ月を超えることができない。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。また、許可期間満了後引き続き行為等を行う場合における申請書は、当該許可期間満了日5日前までに提出しなければならない。
- (2) 使用時間は、原則、午前9時から午後6時までとする。ただし、市が主催、共催、後援等を行う行事その他市長が必要と認めるときは、この限りではない。

9. 使用料

(1) 公園施設を設置し、又は管理する場合

種別	単位	金額
公園施設の設置	1月につき	当該土地の価格の1,000分の6を超えない額の範囲内で市長が定める額
公園施設の管理	1月につき	当該土地の価格の1,000分の8を超えない額の範囲内で市長が定める額

①土地の価格とは、当該土地の適正な時価をいう。

②期間が1月に満たないとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、その満たない期間又はその端数期間の使用料は1月として計算するものとする。

また、同表において使用の期間が1月に満たない場合にあっては、その算定した額に100分の108を乗じて得た額を使用料として納付しなければならない。

(2) 都市公園を占用する場合

占用物件名	単位	使用料の額
法第7条第1号に掲げるもの（電柱等）	1本1年につき	萩市道路占用料徴収条例（平成17年萩市条例第223号）の規定を準用する。
法第7条第2号に掲げるもの（水道管、下水道管、ガス管等）	1m1月につき	
法第7条第4号又は都市公園法施行令（以下「令」という。）第12条第5号若しくは第6号に掲げるもの（郵便差出箱、公衆電話所等）	1㎡1月につき	
法第7条第6号に掲げるもの（競技会、展示	1㎡1日につき	12円

会等の仮設工作物)		
令第12条第1号に掲げるもの(標識)	1個1月につき	萩市道路占用料徴収条例の規定を準用する。
令第12条第7号又は第8号に掲げるもの(工事用板囲い、工事用材料の置場等)	1㎡1日につき	
興行のための仮設工作物	1㎡1日につき	

(3) 物品の販売、募金等の行為をする場合

行為	単位	使用料の額
行商、募金等	1㎡1日につき	44円
写真	1日1台につき	300円
映画	1日につき	1,000円
興行	1㎡1日につき	15円
競技会、展示会等	1㎡1日につき	12円

①行商等販売の使用は、1区画3.0m×4.0m(12㎡)を標準とする。

(4) 駐車場使用料

駐車場は、終日開放とし、午前8時から午後6時までは次のとおり駐車場を出る時点で料金を徴収する。ただし、午後4時以降については、駐車場に入る時点で徴収する。

区分	単位	使用料金
大型自動車	1回につき	1,050円
普通自動車	1回につき	310円
備考	1 大型自動車とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条の大型自動車及び中型自動車をいう。 2 普通自動車とは、道路交通法第3条の普通自動車をいう。	

(5) 水道、電気等は、当該営業行為等で使用する使用者において準備することとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

10. 使用料の還付

(1) 既納の使用料は還付しない。ただし、許可を受けた使用又は行為をしようとする者が自己の責めに帰することのできない理由によってその許可に係る使用又は行為をすることができなくなった場合その他市長が正当の理由があると認めた場合においては、許可を受けた使用又は行為の開始前3日までに当該許可の取消しを申し出てやむを得ない理由がある

と認められた場合は、次のとおり使用料の全部又は一部を還付する。

- ① 自己の責めに帰すことのできない理由によってその許可に係る使用又は行為をすることができなくなった場合は、全額還付する。
- ② ①に該当する場合又は許可に係る使用又は行為を開始する前に当該許可を取り消した場合は、許可を取り消した日以後の使用料の額

11. 使用料の減免

(1) 公園使用の場合

都市公園条例による使用許可に基づく使用料（駐車場使用料を除く。）については、原則として学校行事及び市が主催又は共催する事業は全額、市が後援する事業は3分の1の額を減額する。また、町内会活動については、10分の9の額を減額する。

(2) 駐車場使用の場合

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による萩市内の学校、幼稚園若しくは保育所の生徒、児童若しくは園児が教育又は保育上の目的のため、教職員に引率されて当該使用若しくは行為をする場合（引率する教職員を含む。）は、全額免除する。
- ② 普通自動車については、萩市に住所を有している者が乗車していれば、運転、同乗を問わず、萩市に住所を有していることを証明するものを係員に提示すれば、使用料を免除する。
- ③ 市内観光業者の車両の駐車場使用については、次に該当するものに限り使用料を免除する。
 - イ. 市内のホテル、旅館業者のマイクロバス
 - ロ. 市内のタクシー事業者のタクシー及びジャンボタクシー。ただし、不特定の客を同乗させるための待機場所として使用するものを除く。
- ④ 普通自動車については、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が同乗していれば、運転、同乗を問わず、手帳を係員に提示すれば、使用料を免除する。
- ⑤ 市内、市外を問わず、観光バス（大型バス及びマイクロバス）が駐車場を使用する場合において、萩・明倫センター駐車場又は、萩博物館前駐車場において受けた当該観光バスの駐車場使用に係る領収書（当日のものに限る）を係員に提示すれば、使用料を免除する。
- ⑥ 萩市民以外が普通自動車にて駐車場を利用する場合、萩博物館前駐車場及び萩・明倫センター駐車場を同一車両で同一日に使用した領収

書等を係員に提示すれば、使用料を免除する。

12. 駐車場使用料の徴収業務

- (1) 駐車場使用料の徴収事務及び収納事務等については、萩公共サービス株式会社に委託する。
- (2) 萩公共サービス株式会社は、駐車場使用料に関する徴収事務及び収納事務等についてその責に任じるものとする。
- (3) 前項の場合、その委託料その他の条件については契約をもって定める。

13. 権利の譲渡等の禁止

使用の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

14. その他

各項目に規定するもののほか、中央公園の管理について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年12月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から適用する。

中央公園利用に関する基準

項目	基準	理由
ゴルフ	禁止	他の利用者に危害を及ぼす危険性があるため
犬の放し飼い	禁止	フンなどの不始末となる可能性が高いため 他の公園利用者が怖がることあるため ※芝生広場に動物を連れて入ることは禁止（身体障がい者補助犬を除く）
バイク・自転車の乗り入れ	禁止	他の利用者に危害を及ぼす危険性があるため
サッカー キャッチボール フリスビー等	条件付可	「軽スポーツゾーン」のみ可 他の利用者に迷惑とならないようにすること ※クラブ活動、スポーツ少年団の使用は禁止。
バットを使つての野球	条件付可	飛距離が長く、スピードが出て危険であるため
スケートボード ローラースケート など	禁止	他の利用者に危害を及ぼす危険性があるため
ラジコン等	禁止	他の利用者に危害を及ぼす危険性があるため
キャンプ (テントの設営)	禁止	芝生や土系舗装などを傷める可能性があるため、テントの設営は禁止 公園内での宿泊も禁止とする ※簡易的な日よけ、移動式ベンチなどは、高齢者や幼児などに考慮し可
バーベキュー	禁止	芝生への影響や火災などの原因となるため。
花火	禁止	ロケット花火や爆竹などの花火は、他の利用者に危害を及ぼす危険性があるため
グランドゴルフ ゲートボール	条件付可	「軽スポーツゾーン」のみ可
物品の販売	条件付可	物販の販売は、近隣の同業者に影響を与える恐れがあるため ※市の主催、共催、後援事業は主催者の判断とする
広告、ピラ配り	禁止	宗教、政治活動に連動、若しくは営業行為となる恐れがあるため
イベント用テント	条件付可	原則、「集いの広場」での市の主催、共催、後援事業のみ可 ※広域的なイベントについては、「芝生広場」も許可する場合がある
ラジオ体操 太極拳	条件付可	道具を使用せずに、健康増進のためのものであり、危険を及ぼすことはないが、他の利用者に迷惑とならないようにすること
ジョギング ウォーキング	条件付可	「健康園路」のみ可 他の利用者に迷惑とならないようにすること ※クラブ活動、スポーツ少年団の使用は禁止
ミニコンサート	条件付可	「集いの広場」のみ可 ただし、他の利用者や近隣住民に迷惑がかからないこと 開催にあたっては、周辺住民の同意を義務付ける